

令和5年度京都府光化学反応による大気汚染緊急時対策の概要

実施期間	令和5年5月1日（月）～9月30日（土）									
対象地域	京都市地域		京 都 市							
	乙訓地域		向 日 市、長岡京市、大山崎町							
	宇治地域		宇 治 市、城陽市、久御山町							
	綴喜地域		八 幡 市、京田辺市、井手町							
	相楽地域		木津川市、精華町							
	以上8市4町									
発令基準	発令区分	発 令 基 準								
	注 意 報	オキシダント濃度の1時間平均値が0.12ppm以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められるとき。								
	警 報	オキシダント濃度の1時間平均値が0.24ppm以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められるとき。								
	緊急警報	オキシダント濃度の1時間平均値が0.4ppm以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められるとき。								
監視体制	①常時監視網(18局)によるオキシダント濃度の測定及びデータの収集を行う。 ②京都地方気象台から必要な気象情報の収集を行う。 ③近隣府県における緊急時発令状況及びオキシダント濃度に係る情報収集を行う。									
発令の周知	①報道機関及び市町等の協力を得て住民への周知を図る。 ②府関係機関及び各市町教育委員会等を通じて、小中高等学校、幼稚園及び保育所関係者に周知を図る。									
発令時対策	①大規模工場等に対し、燃料使用量、VOC排出量の削減を要請する。 ②自動車の使用者等に対し、不急の自動車の運行を自粛するよう関係機関を通じて協力を求める。									
被害状況の把握と対策	①光化学大気汚染が原因とみられる被害が発生した旨の通報を受けた府保健所、市町、その他関係機関は、直ちに府環境管理課へ内容を報告する。(京都市以外の市町は保健所を経由) ②被害が拡大する恐れがある等の場合には、必要に応じて被害対策班を編成し、被害発生状況調査等を行うとともに、医療機関等に対し協力要請する。									
過去の状況	年度別注意報発令日及び被害訴え者数									
	年 度	平成 26	27	28	29	30	令和 元	2	3	4
	発令日数	1	2	0	1	2	2	2	0	0
被害の訴え者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
警報の発令は昭和47年8月に1日、緊急警報の発令はない。										

京都府光化学反応による 大気汚染緊急時対策

- ▶ 緊急時対策要綱
- ▶ 緊急時対策実施要領

京都府総合政策環境部環境管理課

京都府光化学反応による大気汚染緊急時対策要綱

昭和48年4月27日
京都府告示第206号

(趣旨)

第1 この要綱は、京都府内に発生する光化学反応による大気汚染から府民の健康と快適な暮らしを守るため、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第22条及び第23条並びに京都府環境を守り育てる条例（平成7年京都府条例第33号）第31条に基づき、オキシダントによる大気汚染状況の常時監視及び光化学反応による大気汚染に係る緊急時の措置に関し必要な事項を定めるものとする。

（平8告示336・平20告示168・一部改正）

(常時監視)

第2 オキシダントによる大気汚染状況の常時監視は、次表により行う。

区分	測定地点		測定方法
京都府の地域 (京都市の地域を除く。)	向陽測定局	向日市森本天神森4の1	大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省、通商産業省令第1号）第18条の規定による測定の方法
	大山崎測定局	乙訓郡大山崎町字円明寺小字松田 (大山崎中学校内)	
	宇治測定局	宇治市宇治若森7番地の6 (山城北保健所内)	
	城陽測定局	城陽市宮ノ平1 (城陽高等学校内)	
	久御山測定局	久世郡久御山町坊之池高河原7番地 (久御山中学校内)	
	国道1号測定局	八幡市戸津堂田	
	田辺測定局	京田辺市田辺明田1番地 (京都府田辺総合庁舎内)	
	精華測定局	相楽郡精華町光台1丁目7	
	木津測定局	木津川市木津上戸18番地 (京都府木津総合庁舎内)	

2 京都市内の地域については、京都市が定める測定地点で常時監視を行ったオキシダントデータを取得することができるよう京都市に協力を求めるものとする。

(気象情報の収集)

第3 知事は、光化学反応による大気汚染の緊急時措置に関し必要な気象の情報を、京都地方気象台から収集するものとする。

(発令基準等)

第4 知事は、光化学反応による大気汚染の緊急時の注意報、警報及び緊急警報（以下「注意報等」という。）の発令及び解除を、原則として次表の基準により行うものとする。

区 分	発令基準	解除基準	発令対象地域
注意報	1以上の測定地点においてオキシダント濃度の1時間平均値が0.12ppm以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められるとき。		
警 報	1以上の測定地点においてオキシダント濃度の1時間平均値が0.24ppm以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められるとき。	それぞれの注意報等の発令地点におけるオキシダント濃度が継続するおそれがないと認められるようになったとき。	京都市、向日市、長岡京市、大山崎町、宇治市、城陽市、久御山町、八幡市、京田辺市、井手町、木津川市及び精華町の地域
緊急警報	1以上の測定地点においてオキシダント濃度の1時間平均値が0.4ppm以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められるとき。		

(発令等の周知の及び協力要請)

第5 知事は、注意報等の発令及び解除の周知を図るため、関係機関の協力を得て、別表1に定める連絡系統図により、電気通信設備を利用して、別表2に定める事項を通報するとともに、通報した市町村その他の関係機関に対し、必要な対策を講じるよう協力を求めるものとする。

2 知事は、注意報等の発令及び解除の周知を図るため、報道機関の協力を得て、広報を行うものとする。

(ばい煙を排出する者等に対する措置等)

第6 知事は、必要と認めるときは、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 注意報等を発令する事態が発生したときは、当該発令対象地域内のばい煙を排出する者及び揮発性有機化合物（以下「VOC」という。）を排出し、又は飛散させる者であつて、大気の汚染をさらに著しくするおそれがあると認められるものに対し、ばい煙の排出量又はVOCの排出量若しくは飛散の量の減少について協力を要請すること。
- (2) 緊急警報を発令する事態が発生したときは、当該事態がばい煙又はVOCに起因する場合にあつては、当該発令対象地域内のばい煙発生施設において発生するばい煙を大気中に排出する者及びVOC排出施設からVOCを大気中に排出する者であつて、ばい煙又はVOCの排出削減措置が特に必要と認められるものに対し、ばい煙量若しくはばい煙濃度又

はVOC濃度の減少、ばい煙発生施設又はVOC排出施設の使用の制限その他必要な措置をとるべきことを命令すること。

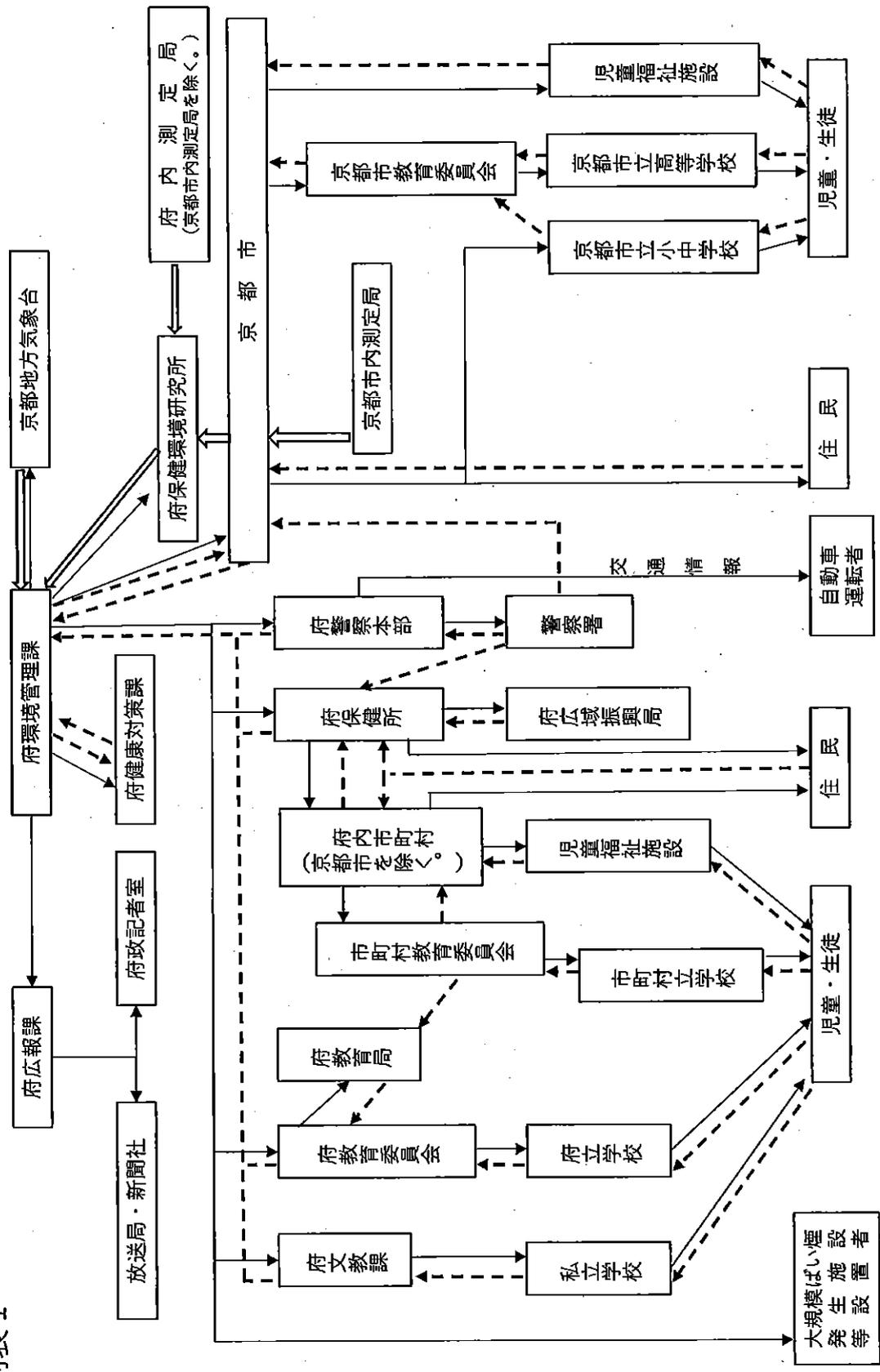
- (3) 京都府公安委員会に対し、注意報又は警報を発令する事態が発生したときは、自動車の使用者又は運転者を対象として当該発令地域内での自動車の運行の自主的制限について協力を求める広報の実施について要請し、緊急警報を発令する事態が発生したときは、当該事態が自動車排出ガスに起因する場合、道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定による措置を講じるべきことを要請すること。

（被害者状況等の把握等）

第7 知事は、光化学反応による大気汚染が原因とみられる被害が発生した旨の通報を受けたときは、被害状況の把握等その対策に努めるものとする。

2 知事は、光化学反応による大気汚染が原因とみられる被害が発生した旨の通報を市町村長が受けたときは、被害状況の把握等その対策に努めるよう協力を求めるものとする。

別表 1



別表2

区分	事項
注時協 意の力 報周要 等知請 発及事 令び項	1 屋外にはなるべく出ないようにすること。 2 目やのどなどに刺激を感じた人は洗眼し、うがいを行うとともに、最寄りの保健所、市役所、町役場等のいずれかへ連絡すること。 3 不急の自動車を運行しないこと。 4 ばい煙の排出量、VOCの排出量等の減少に努めること。
注 意 報 等 発 令 又 は 解 除 の 指 令	<p>京都府光化学スモッグ { 注意報 警報 緊急警報 } 発令</p> <p>〇〇〇地域に 時 分光化学スモッグ { 注意報 警報 緊急警報 } を発令しました</p> <p>ので、次の事項について実行してください。 (事項は、注意報等発令時の周知及び協力要請事項に同じ。)</p>
	<p>京都府光化学スモッグ { 注意報 警報 緊急警報 } 解除</p> <p>さきに〇〇〇地域に発令されていた光化学スモッグ { 注意報 警報 緊急警報 } は、</p> <p>汚染状況が回復しましたので、時 分解除しました。 なお、本注意報発令中のオキシダントの1時間平均最高濃度は、測定地点〇〇〇〇において〇〇ppmを記録しました。</p>

京都府光化学反応による大気汚染緊急時対策実施要領

1 趣 旨

この要領は、京都府光化学反応による大気汚染緊急時対策要綱（昭和 48 年京都府告示第 206 号。以下「要綱」という。）の円滑な実施を図るため必要な事項を定めるものとする。

2 測定データの収集

府環境管理課は、発令対象地域内におけるオキシダントによる大気汚染状況を把握するため、要綱第 2 に定める測定地点の測定データを次の各号に定めるところにより収集するものとする。

(1) 定時測定値

毎日午前 9 時以降、当日継続して監視する必要が無くなるまでの間、オキシダント濃度の 1 時間平均値をテレメーターシステム等から入手すること。

(2) 任意測定値

定時測定値を補完するため、必要に応じ府保健環境研究所（京都市にあっては京都市衛生環境研究所）から任意測定値を入手すること。

3 気象情報の収集等

府環境管理課は、要綱第 3 に定めるところにより、京都地方気象台から当日の気象情報を毎日午前 10 時 30 分に、また、必要に応じ翌日の気象情報を午後 4 時 30 分に各々収集するものとする。

なお、府環境管理課は、気象情報の収集に必要な、発令対象地域内の測定地点の測定データを京都地方気象台に提供するものとする。

4 汚染状況の通報

府環境管理課は、収集した気象情報から光化学反応による大気汚染を生じやすい状態が予測される場合は、あるいはオキシダント濃度が 0.08ppm を超え、更に高濃度に達する可能性があると考えられる場合には、それぞれ関係府保健所（京都市にあっては京都市衛生環境研究所）等にその状況を通報するものとする。

5 注意報等発令の地域区分及び周知

(1) 注意報等発令の地域区分

要綱第4に定める注意報等の発令対象地域の区分は次のとおりとする。

発令対象地域	市 町	測定局
京都市地域	京都市	1 壬 生 測定局
		2 左 京 //
		3 伏 見 //
		4 山 科 //
		5 久 我 //
		6 北 //
		7 市役所 //
		8 西 京 //
		9 醍 醐 //
乙訓地域	向日市・長岡京市・大山崎町	10 向 陽 //
		11 大山崎 //
宇治地域	宇治市・城陽市・久御山町	12 宇 治 //
		13 城 陽 //
		14 久御山 //
綴喜地域	八幡市・京田辺市・井手町	15 田 辺 //
		18 国道1号 //
相楽地域	木津川市・精華町	16 精 華 //
		17 木 津 //

※ 京都市地域の1～9の測定局については、京都市の協力を得たもの

(2) 注意報等発令の周知

府環境管理課は、注意報等を通報した市町、学校等に対し、次の方法又はその他適当と認められる方法によりその発令及び解除の周知を図ることの協力を要請するものとする。

ア 要綱別表1に準じた連絡系統体制を確立し、電話等により周知を図ること。

イ 報道機関の協力を得て、広報を行うこと。

ウ 次の標識を公共施設等適当と認められる場所に掲出すること。

区 分	標 識
注 意 報	黄色地 （「光化学スモッグ注意報」と表示）
警 報	赤色地 （「光化学スモッグ警報」と表示）
緊 急 警 報	赤色地 （「光化学スモッグ緊急警報」と表示）

6 ばい煙を排出する者等に対する協力要請・命令等

(1) ばい煙を排出する者等に対する協力要請・命令

府環境管理課は、要綱第6で定めるところにより、ばい煙を排出する者（工場及び事業場のばい煙発生施設の届出最大排出ガス量の合計が 10,000Nm³/時以上のばい煙発生施設の設置者に限る。）、揮発性有機化合物（以下「VOC」という。）を排出し、若しくは飛散させる者（VOC排出施設の設置者、石油卸売業者及び燃料小売業者（ガソリンステーションの設置者に限る。）に限る）に対し、次表に掲げる協力要請・命令を行うものとする。

表・各発令区分におけるばい煙を排出する者等に対する協力要請・命令の内容

要請等対象者	発 令 区 分		
	注意報	警報	緊急警報
ばい煙を排出する者 (工場及び事業場のばい煙発生施設の届出最大排出ガス量の合計が10,000Nm ³ /時以上のばい煙発生施設の設置者に限る。)	(要請) ばい煙の排出量の減少		(命令) ばい煙量又はばい煙濃度の減少、ばい煙発生施設の使用の制限等
	※削減量 通常の燃料使用量の20パーセント程度	※削減量 通常の燃料使用量の40パーセント程度	※削減量 通常の燃料使用量の40パーセント以上
VOCを排出し、若しくは飛散させる者 (VOC排出施設の設置者に限る。)	(要請) VOCの排出量又は飛散の量の減少		(命令) VOC濃度の減少、VOC排出施設の使用の制限等
	※削減量 通常のVOC使用量の20パーセント程度	※削減量 通常のVOC使用量の40パーセント程度	※削減量 通常のVOC使用量の40パーセント以上
VOCを排出し、若しくは飛散させる者 (石油卸売業者及び燃料小売業者(ガソリンステーションの設置者に限る。)に限る。)	(要請) VOCの排出量又は飛散の量の減少、給油の制限		

(2)府公安委員会に対する協力又は措置の要請

府環境管理課は、要綱第6に定めるところにより、府警察本部交通部交通企画課に対し、次の措置の協力要請等を行うものとする。

ア 注意報又は警報発令のとき

当該発令地域内での不急の自動車の運行を自粛するよう自動車の使用者又は運転者に対し協力を求めること。

イ 緊急警報発令のとき

道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定による措置をとるべき要請をすること。

7 被害状況の報告

光化学反応による大気汚染が原因とみられる被害が発生した旨の通報を受けた府保健所、市町などは別紙に示す内容について判明の都度、直ちに府環境管理課（京都市以外の市町にあっては、府保健所を経由して）へ報告するものとする。この場合、市町は、あらかじめ学校等に対し被害の発生状況を的確に取りまとめられるよう依頼しておくものとする。

8 緊急時等における執務体制

府は、緊急時に対処するため、関係市町の協力を得て、執務体制をおおむね次表に示すところにより整えておくものとする。

区 分		大気汚染等の状況	執 務 体 制		
			時 間	関係機関	人 員
常時監視体制	第1号体制	汚染の進行が予想される気象条件にある場合	10:30 ～ 左の状況がなくなるまで	府環境管理課	2名
			緊急時体制	第2号体制	1の測定点のオキシダント濃度の1時間平均値が0.08ppmを超えた場合
府保健環境研究所	1名以上				
関係府保健所	1名以上				
関係市町	1名以上				
緊急時体制	第3号体制	注意報等発令の場合	注意報等の発令が解除されるまで	府環境管理課	必要な人員
				府健康対策課	必要な人員
				府保健環境研究所	必要な人員
				関係府保健所	必要な人員
				関係市町	必要な人員

9 被害対策班の設置及び出動

府環境管理課及び府保健所は、光化学反応による大気汚染が原因とみられる被害が発生した場合には、必要に応じ被害対策班を編成し、市町、学校、その他施設等の医療対策の推進に協力するとともに、被害発生の状況調査等を行うものとする。

10 その他

- (1) この要領による実施は、別に定めるところによるものとする。
- (2) 知事は、要綱及びこの要領の実施に伴う事務処理等を円滑に行うため、関係市町に別に実施要領を定めるよう協力を求めるものとする。

別紙

光化学スモッグ被害連絡受付票

受付日 年 月 日 受付者

届出者	氏名(機関・団体)								
	住所(所在地)								
(A) 被害者	学校(在校児童・生徒数 人) 校長()								
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	教員	その他
	男								
	女								
	計								

1	症状を感じた日時	年	月	日	午前 午後	時	分	~	午前 午後	時	分
2	症状を感じた場所										
	(1) 運動場	人/	人	(5) 公園、遊び場	人/	人					
	(2) 体育館	人/	人	(6) 道路上	人/	人					
	(3) プール	人/	人	(7) その他	人/	人					
	(4) 室内(開・閉窓)	人/	人								
3	症状を感じたときの活動状況										
	(1) 運動中(体育授業・クラブ・遊技・競技)										人
	(2) 室内で授業中										人
	(3) 歩行中										人
	(4) その他										人
4 自 覚 症 状	症状	人員	男(人)	女(人)	計(人) ^(B)	※(B) 計 (人) X100(%) (A)被害者(人)					
	(1) 目がちかちかする										
	(2) 涙がでる										
	(3) せきがでる										
	(4) のどがいらいらい(刺激される感じ)										
	(5) 息苦しい										
	(6) はきけがする										
	(7) 頭が痛い										
	(8) その他()										

※は、届出のあった保健所において記入すること。

5 医師の治療 1 なし
 2 あり(人) 医療機関名 []
 受療者名と受療状況

氏 名	学年(年齢)	性別	職 業	症 状 ・ 治 療 の 概 要

6 措 置

7 動物・植物の被害状況

8 症状を感じたときの気象状況等

(1) 天 候 (晴 ・ 曇 ・ 雨)

(2) 風 (強 ・ 弱 ・ やや有 ・ 無風)

(3) におい (有 ・ 無)

(4) 視程 (特に悪い ・ 悪い ・ 普通)